名古屋市教育委員会定例会

平成 24 年 8 月 22 日
午前 10 時
教育センター会議室

議　案

第 54 号議案　教職員人事について
第 55 号議案　名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について
第 49 号議案　なごや教師養成塾について

出席者

三　林　久　美　委員長
永　井　幸　代　委　員
古　川　　　隆　委　員
野　田　敦　敬　委　員
服　部　はつ代　委　員
伊　藤　　　彰　教育長
　教育次長始め、事務局職員 12 名

（三林委員長）
　ただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。
　最初に議事運営についてお諮りいたします
　第 54 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員）
　異議なし。

（三林委員長）
　ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

【第 54 号議案は非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。】

（三林委員長）
　続きまして、第 55 号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（津坂総務課長）
　第 55 号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」をご説明します。
　改正理由でございますが、千種台中学校の運動場は照明設備を備えた運動場ですが、現在は 4 月から 10 月までの期間に限って夜間開放しています。今回、地元から年間を通じてサッカーの練習や試合ができるようにしてほしい、という要望をいただいたため、夜間開放期間を 1 月 7 日から 12 月 23 日まで、と改正させていただくものです。

（三林委員長）
　説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

（三林委員長）
　特にご意見もないようですので、第 55 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（各委員）
　異議なし。

（三林委員長）
　ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。
　それでは、7 月臨時会から継続審議となっている第 49 号議案「なごや教師養成塾について」を議題といたします。
　7 月臨時会において第 49 号議案として提出された資料については、すでにみなさんご覧いただいていることから、本日は説明を省略することといたします。
　それでは、まず「『なごや教師養成塾』見直しの論点に対する考え」及び「『なごや教師養成塾』見直し案」について説明をお願いします。

（野口教育センター研究調査部長）
　それでは、お手元の「『なごや教師養成塾』見直しの論点に対する考え」をご覧ください。これまでご指摘を受けた、「必要性」「対象及び実施時期」「公正性」「費用」「専任講師の選定」の論点に対する教育委員会の考え及び対応の選択肢、その選択肢に対する可否をまとめたものです。
　この選択肢の中から、これなら対応可能である、というものをまとめたものが、次ページの「『なごや教師養成塾』見直し案」です。
　区分１，２，３，４，５，１０については現行内容と変わりありません。変更がある区分は、６，７，８，９の網掛けのない部分です。

まず、６，７について説明いたします。「合格者へのオープン化」「採用前研修」ですが、現行では合格者に対して「なごや教師養成塾」の講座を開放していません。これまでの受験者の一部を底上げするという手法ではなく、採用予定者全体の技量を高めた方がよい、というご指摘がありましたので、それを受け、見直し案として、合格発表後の 11 月から 3 月まで全校種の合格者に対し「なごや教師養成塾」の講座を開放して、希望する人に門戸を開く、というものです。

８，９については、人件費が高いのでは、というご指摘がありましたので、教育嘱託員の業務内容を可能な限り合理化し、職員を一人減らすことによって、現行では 1,745 万円の経費を 1,392 万円に抑制します。

以上のことから、現行と同様の講義日数と講座内容、体験研修校での授業力研修、ふれあい体験研修を確保し、即戦力となる教員を育成しつつ、これまで指摘されてきた採用予定者全体の技量を高めること、そして、経費の削減を取入れたものが事務局案でございます。

（三林委員長）

説明が終わりましたので、次に、7 月臨時会で各委員から要求のあった資料についての説明をお願いいたします。

（榊原教育センター総務課長）

はじめに「教師養成塾　経費の内訳について」の説明をいたします。

まず報酬ですが、現行は塾長、スーパーバイザーの日額報酬、主任講師、講師、企画調査員の合計 4 名の嘱託員の人件費です。事務局案では、主任講師、講師の 3 名分の人件費のみの計上で、企画調査員の報酬を削減しました。

次に嘱託員共済費です。現行は主任講師から企画調査員までの 4 名分の報酬にかかる健康保険料等の共済費です。事務局案では、企画調査員を除いた 3 名分の共済費になっています。

次に外部講師謝金については、養成塾のプログラムの中で外部講師を依頼する場合に必要な講師謝金です。

人件費の合計は現行 14,804 千円です。事務局案は企画調査員の報酬、共済費の見直しをし、11,451 千円です。これに物件費を合算した総事業費合計は、現行 17,454 千円ですが、事務局案では 13,913 千円で、3,541 千円の減額です。

次に「平成 24 年度なごや教師養成塾の非常勤特別職（講師）について」説明いたします。

主任講師、講師は塾の指導及び企画運営に関する職務を行い、各 20 人程度の塾生を担任しています。また、企画調査員は塾の企画運営に関する職務を行っています。人数はご覧のとおりで、現在計 4 名で実施しています。委嘱資格はご覧のとおりでございますが、現在は 4 名とも校長経験を有する者に委嘱しています。年齢はいずれも 60 歳から 63 歳で、報酬月額はご覧のとおりです。勤務時間は 4 人とも週 30 時間でございます。主な業務については、開講日以外は、開講日に向けた準備、模擬授業の指導案の添削や塾生から提出される研修記録ノートの点検、体験研修校や現場協力員

との連絡調整、訪問、参観、フィールドワーク実施に伴う調整などです。開講日については、講義、ホームルームの実施などの業務を行っています。
　教育センターからの説明は以上です。

（森教職員課長）
　「採用予定者数の推移」を説明いたします。退職者数だけではなく、学級数・児童数から今後の採用予定がどのように推測されるか、という資料です。予想される学級数、その学級数から予想される教員数、教員数の増減予測がありまして、定年退職者数、勧奨希望退職者数の予想数により、おおまかな採用予定数を出しました。現段階の推定値です。28 年度までは 200 人を超える採用者数が見込まれています。
　続きまして、他都市の教員採用試験の免除の状況、配点についてです。昨年度実施の採用試験で、教師養成塾があるところは全国で 20 県市と把握しています。そのうち 12 県市は免除や特例はなく、一般受験者と同様に受験しています。そして表に掲げた 8 県市は何等かの免除内容があります。一般受験者の試験内容を○印で記載しました。その横に塾生がどのような試験を受けるかを表記しました。例えば東京ですと、一次試験が 3 科目、二次試験が 3 科目あり、個人面接のみを塾生は行っており、一般受験者に比べると免除が多いです。埼玉県は一次試験が 3 科目、二次試験が 4 科目で、塾生は論文と集団面接のみです。8 番目に名古屋を掲げていますが、一次試験 3 科目のうち、適性検査と専門教科のみ受験となっています。二次試験は一般受験者と同じです。
　全国的にみて、特例がある中では名古屋市の免除内容が多いというわけではありません。

（三林委員長）
　説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等はございませんか。

（永井委員）
　確認したいのですが、塾長、スーパーバイザーという方の人数や職務内容を教えてください。また、最後の資料の免除の表で、全国で 10 都道府県、10 市の自治体が養成塾を実施、というのは、合計 20 ということでいいですか。

（森教職員課長）
　ご指摘のとおりです。実施しているのは全国で 20 県市です。そのうち免除規定があるのは 8 です。

（榊原教育センター総務課長）
　塾長の職務内容は、養成塾の事業を統括し、塾の事業に関して指導・助言を行い、人数は 1 名です。スーパーバイザーについては、養成塾の事業に関して職員の指導・助言を行い、人数は 1 名です。別々のものがそれぞれ 1 名です。合計 2 名です。

（三林委員長）
それぞれの報酬は予算割る２でいいのですか。

（榊原教育センター総務課長）
報酬の予算は同額ではなく、塾長が 188,000 円、スーパーバイザーが 376,000 円となります。

（永井委員）
校長先生のＯＢの方がやってらっしゃるんですか。

（榊原教育センター総務課長）
スーパーバイザーに関しては元校長ですが、塾長は大学の学識経験者です。

（三林委員長）
非常勤ですか。

（榊原教育センター総務課長）
非常勤で、それぞれ日額でお支払しています。

（三林委員長）
他にご意見、ご質問はございませんか。

（古川委員）
ずいぶん時間をかけて協議をしてきましたが、今回のこれだけの資料が出てくるのにかなり時間がかかりました。どこかのいじめの問題ではありませんが、こういう資料を早めに出してもらえれば、もっと早く展開ができたのではないかと思います。私たち教育委員と事務局が一体となってやっていくことがこれからより大切だと思っています。そのためにも、私たちに早くいろいろな情報を公開してもらうことを強く望みます。そうすればこんなに時間もかからなかったと思っています。
たとえば今回の見直し案の現行と事務局案ですが、非常にわかりやすくなっている資料です。経費の内訳についても、初めからこういうものが出てきていれば、こんなに時間がかからなかったと思います。失礼な言い方をすれば、非常に不信感を今回の件で感じました。そもそも、総務局がなぜこの事業を出してきたか、ということを考えなければなりません。内容についての見直しも含めて、使っている金額についての見直し、ということについても総務局は指摘しているわけです。にもかかわらず、私たちは最初に中身について議論をしてしまいました。教育子ども委員会の議員さんは視察をされたということで、一部内容はわかっていますが、私は一度も教師養成塾の現場に立ち会わせていただいたことはありません。ですからあくまでも想像でしか議論ができません。しかしながら、84 時間、１年間で 21 日、１回４時間、というようなことが初めからわかっていればもっと議論が早かったと思います。あり方が問題と

総務局が言っている、ということが途中からわかってきました。
　みなさんがどうしてもやりたい、ということであれば、私は皆さんの意見に委員として従っていこうと思っています。ですから、今後は、教育委員と一体だ、という考えで、いろいろな情報をなるべく早い段階で全部さらけだしてほしい、と思います。
　そうしないと、私と事務局の皆さんとの間に不信感が出てしまうと思います。どうぞよろしくお願いします。

（早瀬教育次長）
　今の古川委員のご指摘ですが、私どもも早く出せる資料については、これからも一所懸命準備していきます。また、見直し案を作成するまでに、事務局での議論に時間がかかりすぎた部分もございますが、教育委員さんに議論をしていただき、それを受けて事務局で議論を積み重ねて事務局案を作成したものでもありますので、ご理解をいただければと思います。

（三林委員長）
　他にご意見、ご質問はございますか。

（野田委員）
　見直し案についてです。まず、６，７についてですが、６に「模擬授業を除く」とありますが、私が視察した時は模擬授業をしていまして、その授業が大変よいものだと思いましたので、模擬授業は塾生がするとしても、そのまわりを取り囲んで、その様子をみることはできるのではないか、と思います。
　次の、採用前研修のところで「※養成塾の講座を塾生と一緒に受講」とありますが、養成塾のある講座が採用前研修にあてられると考えればいいのでしょうか。

（野口教育センター研究調査部長）
　合格者は全校種ありますので合格者が模擬授業をするのは難しいですが、模擬授業を取り囲んでみる、というところまで議論をしていませんでしたので、再度検討していきたいと思います。授業の進め方、という観点では全校種共通する点もありますので、またさらなる研究をしていきたいと思います。
　講座を一緒に受講、という点ですが、あくまでも「なごや教師養成塾」の講座を開放するものであり、教育館で行っている60人の塾生に対し、200人くらいは入れる会場で講座を行いますので、そこに自由に参加できるようにしたいと考えています。

（野田委員）
　私は教育館で模擬授業を拝見しましたが、講堂の時もあれば、普通の部屋の時もありました。部屋ですとたくさん入れませんが、講堂であればたくさん入れると思います。
　高校、中学校に合格している人が小学校の授業を見る、というのは非常に大事なことだと思います。

（永井委員）
企画調査員が事務局案ではなしにする、となっていますが、今までいろいろな事務的な作業をされていたと思います。それを 3 人の担任をされる先生で分担をしていく、ということですか。

（野口教育センター研究調査部長）
分担するというか、これまでの行ってきた業務をできる限り合理化をし、教育センターの指導主事が開講日当日に現地に行ったり、準備もお手伝いをするという形で、少しでもカバーをしながら合理化し、なんとか 3 人で切り詰めてやっていきたいと考えています。

（永井委員）
意見ですが、私は 1 回しか現場を見ていませんが、学生が生き生きとしていて、実践を学ぶ場はすごくいいな、と思いました。是非、教員の質の向上のために、講師の方にはエネルギーを注いでいただきたいと思っています。そうすると事務作業があまり多くなってしまうと、指導に専念できないと思いますので、今までのようにこんなにお金をかけなくてもいいと思いますが、事務をしてくださる方に少し経費をかけてもいいのではないかな、と思います。
経費を削減することは大切ですが、質が落ちてしまってはいけないと思います。

（野田委員）
今の話と関連ですが、指導主事さんに負担がかかってしまいますよね。それはちょっと問題ではないかな、と思います。指導主事さんは今でもかなりの職務をこなしているうえに、さらに仕事を、というのはどうかな、と思います。

（野口教育センター研究調査部長）
事務の軽減をするために、指導主事であったり、専任講師であったり、が分担し、できる限り合理化に向けて考えていますが、事務作業をしてくださる方がいる方が確かにありがたいことではありますので、そのあり方についてもまた検討していきたいと考えています。

（川北教育センター所長）
これまで 4 人でしていたことを 3 人で行いますので、どこかで犠牲になる部分は生じてきます。今塾生はいつでも 3 人の先生に相談できますが、「この時間帯は少し無理」とか「この日は難しい」ということは多少は出てくるとは思います。できるだけ経費を削減することが必要かと思い、この案を作成しました。事務作業について人をつけることをご理解いただけるのであれば、教育センターとしては大変ありがたいです。

（野田委員）
といいますのは、最近気になるのですが、初任研が現在は拠点校という制度で、そこに来てくれた日に指導を受ける、という形なので、かなり受け身だと思います。少し前までは、この先生の授業を受けてみたいな、とか、ここで研修したいな、という積極的に研修したい人、自分の技量を磨きたい人が研修を受けていました。それが今は、担任が教室を空けられない、ということになり、指導者が来てくれることになり、どうしても受け身になってしまいました。これは国の制度なので仕方ありません。でも、この塾に来る人たちは、免除制度があるという面はありますが、積極的にここにきて学びたい、という姿勢を持っている人たちです。聞くところによると講師の先生方はこの時間だけでなくて、卒塾してからも塾生と関わりがある、と聞いています。それも含めて考えると、担当する先生方にかなり負担がかかっていると思います。積極的に技量を身に着けたいと思っている人たち、給料はもらってはいますが卒塾してからも関係をもっている先生たち、そういう人たちにはできるだけ恵まれた環境を作っていくことが大切なのではないかな、と思います。意見です。

（三林委員長）
他にご意見はありませんか。

（野田委員）
採用試験の時に、塾生というのはわかるようにするのですか、しないのですか。

（森教職員課長）
今日の資料に、労働局の「公正な採用試験の考え方について」という資料がございます。先ほどの免除内容のことも含めまして、下の段の（１）～（４）をご覧いただくとわかりやすいと思います。（１）免除することは公正さを欠くものではない、ということ、（２）免除の内容も、一定の合格基準を満たしている者と推察されるものであること、（３）「指導の効果が現れない場合」は修了証が授与されないことから、卒塾生は一定のレベルを身に着けていると考えられること、（４）（３）の判断材料として、塾で学んだことについて質問・確認することは不適切な質問ではないこと、つまり現在のやり方でも公正さを欠くものではない、という見解をいただきました。

しかしながら、面接で教師塾の塾生であることをあえて表記すると疑義がある、という声もありますので、とりたてて塾のことを質問しなくても個々の力を面接で判断できますので、今回は見直し案として、面接シートの記載内容を変更し、塾生であることがわからないようにし、今年度実施の二次試験から実施することにします。

（伊藤教育長）
面接のときの一般事項として、養成塾出身だということはわかるのですよね。

（森教職員課長）
申込書の履歴を見ればわかります。また、免除希望の項目が書かれているので、面

接員に渡ります。ただ、面接員も一枚一枚、毎回申込書を確認しませんが、補足資料として面接員が見ることができる状態にはあります。

（三林委員長）
他にご意見、ご質問はありませんか。

（伊藤教育長）
免除の内容は各都市でもいろいろわかれていますが、今回免除の内容を変えないという判断をした根拠を教えてください。

（森教職員課長）
教師養成塾が立ち上がった時に、免除はどれくらいが適当かを検討しました。他都市の一覧の表をご覧いただきますと、名古屋市は一次試験で、適性検査、小論文、総合教養、専門試験、集団面接を行います。塾生が免除されるのは、小論文、総合教養、集団面接です。それで、先ほどの労働局の資料にもありますが、塾生は長期にわたって継続的に学んでおり、その中で基本的な教員としての資質、一定のコミュニケーション能力、といったものを身につけているということが推察される、という考えです。そういったものを身に着けられなければ終了できません。また、入塾試験そのものに面接と小論文があり、この内容をクリアした人が入塾しています。こういったことから本市においては、この免除内容が妥当ではないかと判断しました。

（伊藤教育長）
京都や大阪など免除をしていないところもありますが。

（森教職員課長）
一般受験者とまったく同じ受験をしていただいて、結果としてそういった力を身につけていれば合格とする、という県市は、基本的に塾生を多く募集をしています。ある程度塾生の選考をしぼっているところは免除内容が大きくなる傾向があります。

（野田委員）
専門教科というのは、心理学等だと思いますが、総合教養というのはどういうものですか。

（森教職員課長）
総合教養というのは、いわゆる一般教養と教職教養を合わせたものを名古屋では総合教養と呼んでいます。つまり、一般的な社会の知識と、教職に関する一般的な知識、教育心理学、教育史、といったものです。小学校の専門は、小学校は全科ですので、すべての教科の内容を少しずつ問うています。

（野田委員）

総合教養が、社会人としてある程度の常識、教員としてのある程度の常識ということですが、これについてはテストしてもいいかな、と思います。というのは、日頃学生の様子を見ていると、一般教養的なものが欠けている学生も結構います。忘れることはありますが、ちゃんと勉強して、最低限の知識はみにつけておいた方がいいかな、という感覚を持っています。

（永井委員）
教師養成塾に入る時の試験がそれをある程度カバーしているのなら、私は免除でいいと思います。質が違うものであれば、受験していただけばいいと思います。

（森教職員課長）
教師塾の試験では小論文と面接があり、教養的な内容は含まれていません。ただ、私どもの免除の一番の基本は、名古屋で講師を経験している、ふれあいフレンドをやっている、トワイライトをやっている、そういう方々すべてに総合教養試験を免除しています。これが基本的な免除です。こういった経験をしていただいていれば、一定の社会人としての基礎的な素養はお持ちであろう、と推定して免除をしてきました。したがって一番基本の免除が総合教養です
いずれにしても特例は毎年見直しをしています。どのような特例で、どのような免除をするのかは毎年リニューアルをしながら考えています。

（三林委員長）
学生全般について教養がない、という話はいろいろ聞かれるところでもありますので、時代に合わせていただければと思います。基本的には採用試験はまだ一人前ではない学生を対象にしていますが、ただ、ほかの免除との関係もあります。毎年免除についてはリニューアルしているということなので、今回はこれで、ということでよろしいでしょうか。
他に見直し案についてご意見はございますか。

（早瀬教育次長）
先ほど答弁をするタイミングを逸しましたが、先ほど永井委員、野田委員から今後の教師養成塾の運営の事務的なことについてご心配いただきました。教師養成塾も４期が終わり、事務の定型化や経験則で合理化できる部分もございます。ですから今回見直し案でお示ししましたとおり、新たに合格者へのオープン化や採用前研修についてはきちんと事業化していきますが、経費についても可能性のある部分については改善をしていきます。予算が厳しい中で、私たちもよく考えて改善していきたいと考えています。今後見直しする事務の量や方法を教育長のもとで精査していき、努力していきたいと思います。教育センターとしては大変うれしいご意見を先ほどいただきましたが、企画調査員をどうするのか、あるいは事務補助の臨時職員ということについても、事務局全体としてきちんと対応していきたいと考えています。

（三林委員長）
　他にご意見はございますか。
　それでは他にご意見もないようですので、総括させていただきます。見直し案の事務局案が最終ということでよろしいですか。
　では、第 49 号議案について、お諮りいたします。
　なごや教師養成塾について、7 月臨時会から引き続き、本日もご議論いただきました。本日、皆様の意見もまとまりましたので、この案で市長に報告をしたいと思いますが、いかがでしょうか

（各委員）
　異議なし

（三林委員長）
　ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。
　これで、本日予定の案件は全て終了しました。
　教育委員会定例会を終了します

午前 10 時 50 分終了